

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日、その翌日)

目 次

◇ 告 示 保険医療機関等の指定(保険課)

土地改良事業の工事の完了(農村整備課)

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについての同意を求め
るための発起人の届出(水産課)

都市計画区域の指定(都市計画課)

◇ 公 告 少年指導委員の委嘱(生活安全企画課)

◇ 雑 報 環境影響評価書の縦覧(環境政策課)

告 示

鳥取県告示第二百五十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二

年政令第八十七号)第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成九年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
中下医院	境港市朝日町九三	平成九年三月三十一日
だいちち葉局	八頭郡智頭町大字智頭一八九三―五	平成九年三月十七日
有限会社梨花調剤薬局	東伯郡東郷町大字中興寺三五五―五	平成九年三月十八日
トベ葉局	米子市彦名町一―一	平成九年三月二十四日

鳥取県告示第二百五十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成九年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事を完了年月日
岩美町	土地改良総合整備事業浦生地区区画整理	平成八年三月十九日
〃	土地改良総合整備事業高山地区暗きよ排水及び区画整理	平成八年三月二十五日
〃	非補助土地改良事業院内地区区画整理	〃
〃	ため池等整備事業浦富地区ため池等整備	平成八年九月二十五日

鳥取県告示第二百五十二号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十二条の二第二項に規定する同意を求めるために、発起人になろうとする旨の届出があったので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届 出 事 項	加入区	漁業の区分	場 所	期 間
発起人になろうとする者の住所及び氏名	西伯郡中山町御崎二九八 森 長 武 志 西伯郡中山町下甲三三六 小田井 栄次郎	中山 加入区 漁業災害補償法 第一百四条第二号 に掲げる漁業	中山漁業 協同組合	平成九年四月一日 から同月十五日ま で

鳥取県告示第二百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第一項の規定に基づき、都市計画区域を指定したので、同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 都市計画区域の名称
福部都市計画区域
- 二 都市計画区域に含まれる土地の区域
岩美郡福部村大字細川、大字海士、大字湯山、大字高江及び大字栗谷字東亀井

公 告

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により、少年指導委員を次のとおり委嘱した。

平成9年4月1日

鳥取県公安委員会委員長 牧 野 晋

氏 名	住 所	活 動 区 域
平田 安光	鳥取市柴町104	鳥取市東品治町、今町一丁目、今町二丁目、瓦町、柴町、元町、永楽温泉町、末広温泉町、吉方温泉一丁目、弥生町、扇町及び富安二丁目の区域
濱崎 道弘	鳥取市末広温泉町159	
佐竹 正善	鳥取市南吉方二丁目22-1	
小谷 裕之	鳥取市末広温泉町557	
坂本 徳二	鳥取市弥生町272	
石井 明	鳥取市瓦町609	
西川八重子	鳥取市末広温泉町751	
原田 裕子	鳥取市末広温泉町101	
内海 隆	倉吉市堺町二丁目934	倉吉市街地区（倉吉市明治町、明治町二丁目、大正町一丁目、大正町二丁目、新町一丁目、新町二丁目、研屋町、堺町二丁目及び宮川町一丁目の区域）
山崎 丁一	倉吉市中江171-1	
市場 正	倉吉市宮川町159-66	
塩見 晋生	倉吉市天神町233-7	上井地区（倉吉市上井町一丁目、上井町二丁目、山根及び八屋の区域）

柿田 弘治	米子市万能町193	米子市駅前地区(米子市明治町、末広町、塩町、茶町、東町、万能町及び弥生町の区域)
池吉 憲	米子市茶町84	
坂本 高司	米子市東町141	朝日町地区(米子市朝日町、西倉吉町、尾高町、角盤町一丁目、角盤町二丁目及び東倉吉町の区域)
土井 親男	米子市東倉吉町42	
高田 文夫	米子市朝日町1	
田部五十鈴	米子市朝日町30	皆生地区(米子市皆生及び上福原の区域)
大津賀常允	米子市角盤町一丁目5	
下村 静夫	米子市皆生温泉四丁目9-22	
竹本 勲	米子市上福原三丁目2-38	

雑 報

鳥取県環境影響評価実施要綱(平成3年11月鳥取県告示第806号)第10条の規定に基づき、環境影響評価書を作成したので、同告示第11条の規定により次のとおり公告し、当該評価書を縦覧に供する。

平成9年4月1日

京阪電気鉄道株式会社

代表取締役 金 馬 昭 郎

1 事業者

- (1) 名称及び代表者の氏名
京阪電気鉄道株式会社
代表取締役 金馬 昭郎
(2) 事務所の所在地
大阪府枚方市岡東町173-1
- 2 縦覧に供する環境影響評価書に係る対象事業
(1) 名称
大山スエス村計画(松尾池ゾーン)
(2) 種類及び規模
ゴルフ場新設工事(18ホール)
開発面積 156.6ha
(3) 実施しようとする区域
西伯郡大山町妻木、長田及び富岡地区
西伯郡淀江町大字福岡地内
(4) 関係地域
西伯郡大山町長田、莊田、妻木、富岡、安原、稲光、上萬、保田及び平田地区
西伯郡淀江町大字今津、大字淀江(1区~8区)及び大字福岡(北尾、上淀)地区
- 3 縦覧の場所並びに期間及び時間
(1) 場所
米子市上福原四丁目5-31 京阪電気鉄道株式会社米子事務所
鳥取市東町一丁目271 鳥取県生活環境部環境政策課
西伯郡大山町国信550-1 大山町企画課
西伯郡淀江町大字西原1129-1 淀江町企画調整課
(2) 期間及び時間
平成9年4月1日(火)から同月30日(水)までの日(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

4 問い合わせ先

〒6883 米子市上福原四丁目5-31

京阪電気鉄道株式会社米子事務所

電話 0859-35-5806

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県 【定価一部一箇月二千円(送料を含む)】